

令和4年度 弁護士による消費生活法律授業

10月5日(水)に琢成学区コミュニティ防災センターで、「令和4年度 弁護士による消費生活法律授業」が行われました。この授業は県が県弁護士会の協力を受けて開催されるもので、藤井正寿弁護士(酒田市東泉町)から講師を務めていただきました。架空請求、サクラサイト被害、インターネット上での投稿、ネットショッピング・オークション、契約の解消、マルチ商法、ブラックバイトなどについて学びました。資料をもとに丁寧な説明で、より深く理解することができました。質問では自分が実際に経験した内容もあり、藤井弁護士から納得いくアドバイスをもらいました。私たちの身近なところでの問題、成人年齢が18歳に引き下げられたこともあり、生徒たちは集中して耳を傾けていました。(今回の内容は2022年(令和4年)10月7日(金曜日)の山形新聞地域版に掲載されました)

